

## 富山市電子契約実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山市（上下水道局及び病院事業局を含む。以下同じ。）における電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子署名 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名であって主務省令で定める基準に適合するものをいう。
- (2) 電子契約書 電子署名を講じた電磁的記録により作成する契約書（仮契約書及び変更契約書を含む。）をいう。
- (3) 電子契約 電子契約書により契約を締結する契約方法をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者（富山市の委任に基づき電子署名に係るサービスを提供する事業者をいう。）が富山市及び契約相手方の指示を受けて、電子契約書に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子契約サービスをいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 富山市における契約（協定、確約等、契約に類するものを含む。以下同じ。）は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。

- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- (2) その他電子契約よることが適当でないと認められる契約

2 市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者（以下「市長等」という。）は、入札公告、指名通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契約が電子契約によることができる契約か否かを明示する。

(電子署名の実施)

第4条 電子契約を実施する所属（以下「実施所属」という。）に承認者を置き、あらかじめ所属長が指名する者をもってこれに充てる。

2 承認者は、契約相手方に契約書を送信する際、当該契約書が決裁を得たものと相違ないことを確認するものとする。

3 電子契約書作成時に電子署名を使用するときは、所属長の承認を受けるものとする。

(電子契約の運用管理者)

第5条 電子契約サービスの運営及び管理をするため、電子契約サービス運用管理者

(以下「運用管理者」という。)を置き、契約課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 電子契約サービスを利用可能な状態に維持し、これを管理すること。
- (2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的に運用し、及び適正に管理すること。
- (3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要なこと。

(アカウント等の取扱い)

第6条 アカウント(電子契約サービスに接続するための権利をいう。以下同じ。)は、運用管理者が設定し、実施所属に付与する。

2 アカウントの変更は、運用管理者が行う。

3 アカウントの取扱いは、実施所属が適正に行う。

4 電子契約サービスに接続するために必要なパスワードの管理、設定及び変更は、実施所属が行う。

5 実施所属は、パスワードを所属外に知られないよう厳重に管理しなければならない。

(電子契約によることの意味確認)

第7条 市長等は、契約相手方からの電子契約利用申出書(別記様式)の提出により、当該契約相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認する。

2 市長等は、前項の電子契約利用申出書を受理した場合は、速やかにその内容を審査の上、承諾するか否かを、文書(電子メール等を含む。)により契約相手方に通知するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

電子契約利用申出書

【入札（見積）対象】

案件名	.....
開札日 (見積書提出期限日)	.....年 月 日

上記、入札（見積）案件について、電子契約を希望します。

本入札の落札者となった場合に提出する契約書について、電子契約サービスの利用を希望しますので、以下のとおり電子署名を行う者を2名申請します。

【第1承認者】※会社・支社・営業所等の代表メールアドレスがある場合は、そのアドレスを記載ください。

担当者	役職	.....	氏名	.....
電子メールアドレス	.....			

【第2承認者】※代表者自ら電子署名を行う、若しくは契約の締結に関する権限の委任を受けた者。

契約締結権者	役職	.....	氏名	.....
電子メールアドレス	.....			

(宛先) 富山市長

.....年 月 日

住 所

法 人 名

役職氏名

(個人の場合は、氏名)

【留意事項】

- 1 本申出書は、押印不要です。
- 2 電子署名を行う者は、担当者と契約締結権者の2名が必要です。契約締結権者が担当者も兼務する場合、第2承認者各欄に「同上」と記載してください。なお、契約締結権者とは、当該案件の契約締結権を有する者であり、本市の入札参加資格業者名簿に代表者として記載のある者です。また、当該案件に限り、代表者から契約の締結に関する権限の委任を受けた場合、別途委任状を契約担当課に提出してください。
- 3 建設工事請負契約においては、次の条件に基づき、建設業法第19条第1項及び第2項の規定による書面の交付に代えて電磁的措置を講ずる方法により実施することについて相互に承諾するものとします。なお、本承諾後であっても、電磁的措置を講ずる方法により実施することを撤回する旨の申出があった場合、申出以降の建設工事の請負契約については書面を交付することとします。
  - ①電磁的措置の種類
    - コンピュータ・ネットワーク利用の措置
  - ②電磁的措置の内容、ファイルへの記録の方式
    - 電子契約サービスを通じて、送信者がPDFファイル形式の書類をアップロードし、契約当事者が同意することにより、電子認証局サービスが提供する電子証明書を利用した電子署名を付加し、電子メール、サーバー上からダウンロード等により記録する方法